



全国地域安全運動

第4章 施策の展開

第1 安全安心なまちづくり

- I 意識づくり
- II 地域づくり
- III 環境づくり

第2 安全安心をもたらす警察活動

第4章 施策の展開

第1 安全安心なまちづくり

I 意識づくり

県民一人一人の防犯意識と規範意識を高め、県民自らが危険を察知し回避できる「犯罪抵抗性」の向上を図ります。

また、日常生活において互いを尊重し、モラルやルールを守る規範意識の向上を図ります。

取組の方向

- 安全で安心なまちづくりのためには、県民一人一人が“自らの安全は自ら守る”という自主防犯意識を高めるとともに、日常生活におけるモラルやルールを互いに尊重する規範意識を育てることが重要です。
- 生活様式の変化による急速なデジタル化により、インターネット上でのトラブルや投資詐欺等のSNSを悪用した犯罪が急増していますが、被害者にも加害者にもならないため、セキュリティ意識を高め、インターネットを安全に利用する取組が必要です。
- 防犯への取組の必要性が広く県民に理解されるよう、積極的な広報啓発活動を進めるとともに、犯罪情報や防犯対策に関する情報を提供し、防犯講習等を開催・実施して、安全安心なまちづくりへの関心と理解を深めるための取組を進めます。



1 防犯意識の向上

(1) 多様な広報媒体を活用したタイムリーな情報発信

より多くの県民に必要な情報が届くよう幅広い広報媒体を活用し、最新の犯罪手口・防犯対策に関する情報を発信します。

【警察本部生活安全総務課】

■ 県民の皆さんへ ■

「防犯」に関心を持ち、警察や自治体から発信される防犯情報を進んで受け取り、犯罪に巻き込まれないよう心がけましょう。

参考指標

取組内容	現状値
広島県警察安全安心アプリ「オトモポリス」*11のダウンロード件数	12万7,900件 (令和7年10月)



*11：広島県警察が運営している安全安心アプリです。凶悪犯罪などの情報をタイムリーにお知らせする機能やあなたの周りの事件・事故をマップ上に表示するマップ機能、ちかん撃退、防犯ブザーなど様々な機能を持ち、スマホであなたを「おとも」することで、あなたとあなたの大切な人を守ります。

(2) 多様な主体と連携した防犯講習会等の開催

市町、町内会、学校や事業者など多様な主体と連携し、防犯機器の実物を用いた説明や犯罪手口の実演等により参加者に分かりやすく、具体的な防犯行動が身につく参加・体験型の防犯講習会や防犯訓練を実施します。

【警察本部生活安全総務課】

■ 県民の皆さんへ ■

自分でできる防犯対策に関心を持ち、地域で行われる防犯講習会に積極的に参加しましょう。

参考指標

取組内容	現状値
防犯訓練（学校を除く）の実施回数	141回 (令和6年中)



(3) 地域の実情に応じた学校における防犯教育の充実

市町教育委員会・学校に対し、計画的な非行防止教室や防犯教室等の実施を指導し児童生徒が危険予測・危険回避能力と社会生活におけるマナーとルールを身に付けるよう取り組みます。

【教育委員会豊かな心と身体育成課】

■ 県民の皆さんへ ■

児童生徒が危険予測・危険回避能力と社会生活におけるマナーとルールを身に付けられるように、適切な防犯教育を行いましょ。

参考指標

取組内容	現状値
防犯教育の取組の実施	小学校95.0% 義務教育学校87.5% 中学校80.9% 高等学校60.8% 特別支援学校47.6% (令和6年度)

(4) インターネット利用における防犯意識の向上

日々進化するインターネット環境に適応し、インターネットを利用する犯罪による被害を防止するため、インターネットに関する防犯教室やセミナー等を開催するほか、被害防止に向けた注意喚起のための広報啓発活動を推進します。

【環境県民局県民活動課】

【警察本部サイバー犯罪対策課】

■ 県民の皆さんへ ■

インターネットには「匿名で利用できる」「一度公開された情報は完全に削除することはできない」という特徴があることを踏まえ、適切な利用に努めましょう。

インターネットを利用する犯罪や危険について、国や自治体、警察が発信する最新の情報を入手するよう努めましょう。

インターネット上には、本当かどうか分からない情報があふれています。情報元が本当に信頼できるのか、行動する前に一度止まって考えましょう。

子供が安全にSNSなどを利用できるよう、年代に応じたフィルタリング*12機能を活用しましょう。

参考指標

取組内容	現状値
フィルタリング利用率（スマートフォン）	30.5% (令和6年度)
サイバー犯罪被害抑止講演回数	52回 (令和7年10月)



サイバー防犯クイズラリー

*12：インターネット上のウェブサイト等を一定の基準により選別し、青少年が有害な情報を閲覧できないようにするプログラムやサービスのことです。パソコンや携帯電話機だけでなく、ゲーム機やミュージックプレイヤーなどの無線LAN機能を有する機器にも設定できます。

2 規範意識の向上

(1) 家庭・学校における規範意識の育成

児童生徒の健全な規範意識の育成のため、教職員研修などを通じて、学校における道徳教育や安全教育の充実を図ります。

【教育委員会義務教育指導課】

【教育委員会豊かな心と身体育成課】

■保護者・教職員の皆さんへ■

児童生徒が非行やいじめのない学校生活を送れるよう、正しい知識を身に付けさせましょう。

参考指標

取組内容	現状値
「学校や社会のルールを守っています。」と肯定的に回答した児童生徒の割合	小学校95.1% 中学校96.3% (令和6年度)

(2) 青少年の非行防止活動等の推進

非行防止パトロールや非行防止教室の開催などを通じて、学校、地域団体、警察等が連携しながら、青少年のルールとマナーを守る気持ちを養い、非行防止を進め、青少年の健全育成を図ります。

【警察本部少年対策課】

■県民の皆さんへ■

青少年は一時の好奇心から非行に手を染めたり、誤った知識から知らず知らずのうちに事件に巻き込まれることがあります。

地域の青少年に関心を持つことが健全育成に繋がります。

青少年に積極的に声をかけて正しく導き、温かく見守りましょう。

参考指標

取組内容	現状値
刑法犯少年*13 と触法少年（刑法）*14 の再犯者率	21.7% (令和3～6年の平均値)
警察が行った小学校における犯罪防止教室の実施率	51.7% (令和6年)



小学生に対する犯罪防止教室

*13：犯罪少年（犯罪行為をした14歳以上20歳未満の者）のうち、刑法犯で警察に検挙された者をいいます。
*14：刑法に触れる行為をした14歳未満の者をいいます。

II 地域づくり

地域で暮らす人々が互いに見守り、支え合う見守り機能を再生・強化し、地域の「犯罪抑止力」の向上を図ります。

取組の方向

- 安全安心なまちづくりを進めていくためには、住民相互の連帯感を育みながら、“地域の安全は地域で守る”という自主的な防犯活動の活性化を図り、互いに見守り、支え合うことのできる地域社会をつくりあげていくことが重要です。
- 県民、事業者、ボランティア及び関係団体など、地域で活動する主体が、それぞれの立場で互いに助け合い、支え合う地域社会が形成されるよう、各主体の自主的な活動を活性化し、協働・連携を深めていくための取組を推進します。
- 子供の見守り活動や、男女を問わない性被害、ストーカー・DV被害防止対策の推進、高齢者の被害防止や活動参画への支援など、県民、市町、関係団体及び事業者等と協力しながら、安全で安心して暮らせる地域づくりに向けた取組を推進します。



1 子供の安全確保

(1) 登下校防犯プラン*15を踏まえた防犯活動の推進

通学路の防犯の観点による点検を実施して危険箇所に関する情報を把握し、確実に関係者間で共有することにより、登下校時における子供の安全を確保します。

また、地域安全マップづくり*16や防犯教室等を通じ、子供に危険予測・危険回避能力を身に付けさせる実践的な防犯教育を推進します。

【教育委員会豊かな心と身体育成課】

■ 県民の皆さんへ ■

子供たちが安全に登下校できるよう声を掛けてあげましょう。

参考指標

取組内容	現状値
通学路の安全点検の実施	小学校100% 義務教育学校100% 中学校99.6% 高等学校95.1% (令和6年度)



*15：平成30年6月22日「登下校時の子供の安全確保に関する関係関係会議」において策定された登下校時における児童生徒等の安全を確保するための総合的な防犯対策をいいます。

*16：犯罪が起りやすい場所（入りやすい・見えにくい場所）を子供たち自身が判断し、その説明を書きこんだ地図を作成することにより、危機回避能力を向上させる取組をいいます。

(2) 見守り活動の推進

子供の登下校時の見守りを始め、多様な主体が、通勤、ウォーキング、買い物や犬の散歩などの日常生活を行いながら、防犯の視点を持って子供等の見守りを行う活動を促進します。

また、社会経験豊富なシニア世代のさらなる参加を促し、社会参画の場を提供します。

【警察本部生活安全総務課】

■ 県民の皆さんへ ■

防犯ボランティアとして活動する時間が取れない方でも、散歩をし「ながら」、買い物に行き「ながら」、いつもと違う様子はないか、困っている人はいないかなど意識して周囲を見る「ながら」見守りを行うことができます。

買い物などで家の外に出た際に、地域の見守りをしてみましょう。

参考指標

取組内容	現状値
地域安全推進指導員*17及び職域安全推進連絡員による子供見守り活動回数	5,980回 (令和6年度)

(3) 児童虐待防止対策の推進

複雑化・多様化する児童虐待に対応できるよう、県と市町の適切な役割分担のもと、職員の研修や関係機関とのネットワーク構築等により、市町の対応力強化や県こども家庭センター*18の専門性強化を図り、児童虐待事案に早期把握・早期対応することで子供の安全を確保します。

【健康福祉局こども家庭課】

■ 県民の皆さんへ ■

ご自身が子育て中でない方も、街中やお住まいの地域で困っている親子を見かけたら声を掛けてあげましょう。「これって虐待なのでは？」と感じるケースがあれば児童虐待相談ダイヤル「189」*19へ連絡してください。

子育て中の保護者ご自身が、子育ての疲れや悩みなどを抱え、支援を必要とする時はお住まいの市町こども家庭センターや管轄の県こども家庭センターにご連絡ください。

「子育てにやさしい社会」を作ることが、児童虐待の防止に繋がります。

参考指標

取組内容	現状値
体罰によらない子育てをしている親の割合	82.6% (令和2～5年の平均値)

*17：地域における防犯リーダーの育成及び地域・職域の連携を図るため、公安委員会が、地域住民の中から委嘱するのが「地域安全推進指導員」、職域事業者の中から委嘱するのが「職域安全推進連絡員」です。
この制度を受け、警察署単位で、地区防犯連合会等が、住民ボランティアである「地域安全推進員」を委嘱しています。
*18：児童虐待、配偶者からの暴力（DV）や児童の発達の状態など、「児童相談所」「知的障害者更生相談所」「女性相談支援センター（配偶者暴力相談支援センター）」の機能を統合した、広島県の子どもと家庭に関する総合的な相談支援機関です。
*19：虐待かもと思った時などに、すぐに児童相談所に通告・相談ができる全国共通の電話番号です。「189」にかけるとお近くの児童相談所につながります。

2 女性の安全確保

(1) 性被害防止対策の推進

性犯罪等の前兆とみられる声掛け、つきまとい等に対しては、早期段階で行為者を特定し、先制・予防的に検挙又は指導・警告を行うことによって被害の未然防止を図ります。

【警察本部人身安全対策課】

■ 県民の皆さんへ ■

警察や自治体から発信される不審者情報や防犯対策を進んで受け取り、犯罪被害に遭わないようにしましょう。

参考指標

取組内容	現状値
女性に対する声掛け事案等* ²⁰	1,274件 (令和6年)

(2) ストーカー・配偶者暴力被害防止対策の推進

ストーカーやDVなど、人身の安全を早急に確保する必要性の高い事案については、事案の危険性や切迫性に応じて、行為者に対する検挙、指導・警告など迅速・的確に対処するとともに、市町や関係機関と連携を図りながら、被害者への適切な保護対策を推進します。

【警察本部人身安全対策課】

■ 県民の皆さんへ ■

ストーカーやDVなどの事案は一人では解決することが困難です。
被害がエスカレートする前に、警察や信頼できる人に相談しましょう。

参考指標

取組内容	現状値
ストーカー事案の相談等件数	582件 (令和6年)



*20：高校生相当以上の女性に対する不同意わいせつ等、公然わいせつ、痴漢、盗撮、のぞき、暴行・傷害、声掛け、つきまとい、写真撮影などで、被害の届け出に至らない相談等も含んだものをいいます。

3 高齢者の安全確保

(1) 高齢者等の犯罪被害防止対策等の推進

詐欺や悪質商法、空き巣などの犯罪から高齢者を守るため、高齢者が被害に遭いやすい犯罪の発生状況、最新の手口や防犯対策について、関係機関や団体と連携し、高齢者サロンや会合などの機会をとらえ、高齢者の記憶に残る広報啓発活動や防犯指導を行います。

認知症が原因となって行方不明となることを防ぐため、高齢者等が必要な支援を早期に受けることができるよう関係機関の連携を強化します。

【警察本部生活安全総務課】

■ 県民の皆さんへ ■

ひとり暮らしをしている高齢者がいらっしゃれば、積極的にご近所付き合いをするよう努め、世間話の中で詐欺や悪質商法への注意喚起をするなど、地域ぐるみで守りましょう。

ATMやコンビニエンスストアなどで困っている高齢者がいらっしゃれば、詐欺かもしれないと疑い、一声掛けてみましょう。

参考指標

取組内容	現状値
高齢者被害の刑法犯認知件数	1,345件 (令和6年)

(2) 高齢者の活動参画の促進

社会参画をしている方は、「安心感」や「生きがい」を感じる割合が高く、高齢者の活躍は社会の活力の維持につながります。

地域社会と接点があると、詐欺などの犯罪被害に遭いそうになった際、友人・知人に相談することにより被害に遭わずに済んだり、孤立感から犯罪に手を染めるということにならずに済んだり、被害者や加害者になることを防ぐことができます。

関係団体等と連携しながら高齢者の社会参画の機会づくりを促進します。

【健康福祉局地域共生社会推進課】

■ 県民の皆さんへ ■

まず、地域とのつながりを持ち、地域を知ることから始めてみましょう。

地域で行われる行事や会合に参加してみましょう。

参考指標

取組内容	現状値
地域活動等への参加率（65歳以上）	70.4% (令和6年)



高齢者対象の防犯講話

4 持続可能な自主防犯活動の推進

(1) 防犯ボランティア団体等の活動の活性化・定着化

人々が互いに見守り支え合う地域社会の実現には、地域の防犯ボランティアの活動が欠かせません。

退職者世代をはじめ、児童の保護者や大学生など幅広い世代に対して活動への参加を呼び掛け、自主防犯活動の担い手を確保・育成します。

自主防犯活動を行う地域住民、事業者、防犯ボランティア団体等に対し、犯罪情報や防犯ボランティア活動の好事例を提供するほか、地域で活躍する安全安心なまちづくりリーダーを育成する「安全安心アカデミー」や防犯ボランティア間の意見交換会を開催するなどして活動を支援します。

【警察本部生活安全総務課】

■ 県民の皆さんへ ■

年齢や性別にかかわらず、時間の合間を見つけて、お住まいの地域の防犯ボランティア活動に参加してみましょう。

参考指標

取組内容	現状値
防犯ボランティア交流会の開催	3回 (令和6年)

(2) 青色防犯パトロール*21 活動の支援

防犯ボランティア、関係団体などに対し、青色防犯パトロール車の導入を働き掛けるとともに、定期的に青色防犯パトロール講習会を開催して活動を支援します。

【警察本部生活安全総務課】

■ ボランティア団体の皆さんへ ■

青色防犯パトロールは、「人目に付きやすく、夜間でも目立つ」、「広い範囲でのパトロールができる」などの特徴があり、安全安心なまちづくりに効果的です。

青色防犯パトロール車の導入を検討してはいかがでしょうか。

参考指標

取組内容	現状値
青色防犯パトロール講習会の開催	52回 (令和6年)



*21：青色回転灯を装着した自動車による自主防犯パトロール活動をいいます。
一般の自動車に回転灯を付けることは法令で禁止されていますが、警察から自主防犯パトロールを適正に行うことができるとの証明を受けた団体は、所定の手続きを経て自動車への青色回転灯の装備が認められます。

5 事業者による自主防犯活動の推進

(1) 防犯CSR活動*22の促進

事業者の理解・協力を得ながら、事業活動を通じての顧客・利用者等に対する防犯対策の普及啓発など、事業者が地域社会の一員として主体的に取り組む防犯CSR活動を促進します。

【警察本部生活安全総務課】

■事業者の皆さんへ■

防犯CSR活動により、事業者の皆さんをとりまく環境の安全だけでなく、地域社会全体の安全性や、地域住民の安心感の醸成にも繋がります。

まずは見守りなど、無理のない範囲でできることから活動してみませんか。

参考指標

取組内容	現状値
警察本部と事業者による地域安全活動の推進に関する協定の締結	55事業者等 (令和7年3月)

(2) 職場防犯リーダー*23による情報発信

各事業所における「職場防犯リーダー」の選任を進め、同リーダーを中心とした職場内での犯罪・防犯情報の発信活動を行うことにより、職場から家庭へ、家庭から地域へと防犯活動の輪の拡大を図ります。

【警察本部生活安全総務課】

■職場防犯リーダーの皆さんへ■

職員が犯罪被害に遭わないため、職場での犯罪情報や防犯情報の発信活動を行いましょ

う。

参考指標

取組内容	現状値
職場防犯リーダーモデル事業所数	409事業所 (令和7年4月)



*22：事業者が社会貢献として行う防犯活動のことをいいます。
CSR (Corporate Social Responsibility)とは、企業が社会の一員として果たすべき責任を意味しており、環境保全や社会福祉、防災など、様々な分野でCSR活動が展開されています。
その中で事業者が行う、犯罪の被害防止などの地域の安全に貢献する取組を「防犯CSR活動」といいます。
*23：事業者における自主防犯対策を促進するとともに、社会人が、日常生活の中で最も多くの時間を過ごす「職場」において、自主防犯活動が促進されるよう、指定した事業所ごとに選任したリーダーのことです。

6 健全で魅力あるまちづくりの推進

(1) 健全で魅力ある繁華街・歓楽街の形成

県民、事業者及び行政等の協働・連携を進め、魅力的な商業地の形成を支援し、風俗環境の浄化活動などによる健全で魅力あるまちづくりを促進します。

【警察本部生活安全総務課】

■ 県民の皆さんへ ■

商店街や自治体と連携した合同パトロールや清掃活動に参加するなど、健全で魅力的な繁華街・歓楽街を目指しましょう。

参考指標

取組内容	現状値
流川・薬研堀地区の街頭防犯カメラの維持管理	30基 (令和7年3月)

(2) 行政が一体となった安全安心なまちづくりの推進

市町との連携、情報共有を一層強化し、安全なまちづくり大会の開催や安全なまちづくり協議会の設置などを通じて、県民、事業者及び行政が一体となった地域ぐるみの取組を推進します。

【環境県民局県民活動課】

■ 県民の皆さんへ ■

市町等が開催するまちづくり大会等では、防犯に関する様々な取組や施策などを知ることができます。

自分が住んでいる地域の情勢や防犯情報を知り、防犯意識を高めましょう。

参考指標

取組内容	現状値
市区町安全・安心なまちづくり担当課（室）長会議の開催	1回 (令和7年5月)



Ⅲ 環境づくり

防犯性に配慮した施設の整備等を進め、犯罪に遭わない、犯罪を起こさせない「犯罪予防力」（防犯性）に優れた生活環境を創り出します。

取組の方向

- 安全安心なまちづくりには、道路、公園、住宅及び店舗など、県民が安心して暮らせる、犯罪防止に配慮した生活空間の整備等を進め、犯罪を企てる者に犯行の機会を与えない犯罪の起こりにくい生活環境を整えていくことが重要です。
- 防犯性に優れたまちづくりを進めるため、防犯指針を踏まえた公共空間や住宅等の整備・普及を促進するほか、身近な生活環境の点検を行い、犯罪を誘発するおそれのある環境の解消に向けた活動を進めます。
- 地域ぐるみの防犯活動が長期にわたって継続的に行われるよう、地域の取組を下支えする活動環境を整備し、県民に安全と安心をもたらす仕組みづくりを進めます。



1 防犯に配慮した生活空間の整備促進

(1) 住宅における防犯対策の推進

住宅関連業者等と連携し、防犯性に優れた住宅建築の整備や防犯建物部品等の普及を推進していくことで、犯罪被害を未然に防止していきます。

【土木建築局住宅課】
【警察本部生活安全総務課】

■ 県民の皆さんへ ■

犯罪被害の未然防止に配慮した住宅の普及を推進していますので、防犯性に優れた住宅に関心を持ちましょう。

参考指標

取組内容	現状値
子育てスマイルマンション*24の供給戸数	2,805戸 (令和6年)
使用目的のない空き家件数	11万4,700件 (令和5年)

(2) 犯罪被害に遭いにくい製品の普及

事業者と関係行政機関が連携し、犯罪被害を未然に防ぐ対策として、防犯性能の高い製品の普及を働きかけていきます。

【警察本部生活安全総務課】

■ 県民の皆さんへ ■

身の回りの点検を行い、犯罪の被害に遭わないために防犯性能の高い製品や防犯対策グッズを活用しましょう。

*24：マンションの住戸内・共用部などの「ハード仕様」、子育て支援サービス提供などの「ソフト支援」、便利な「立地環境」について、子育てしやすさに配慮しているとして広島県が認定するマンションをいいます。

(3) 防犯カメラ等の設置促進

市町、町内会、商店街等で設置する防犯カメラ、防犯灯等について、補助制度や優良事例を広報していくことで、設置の機運を高め、防犯設備の整備を支援していきます。

【警察本部生活安全総務課】

■ 県民の皆さんへ ■

防犯性に優れたまちづくりを進めるため、防犯カメラの設置に対するご理解とご協力をお願いします。

参考指標

取組内容	現状値
防犯カメラ設置台数	市町設置 2,420台 補助金設置 858台 (令和6年度)

(4) 犯罪の起こりにくい店舗づくりの推進

普段利用する店舗で、万引きや自転車盗難などの犯罪被害が起きないように管理者へ対策を働きかけることにより、犯罪の起こりにくい店舗づくりを促進していきます。

【警察本部生活安全総務課】

■ 事業者の皆さんへ ■

犯罪の起こりにくい店舗づくりを促進することで、生活圏内で被害者も加害者も出さない地域社会を目指していきましょう。

参考指標

取組内容	現状値
「万引き追放宣言の店*25」の店舗数	2,441店舗 (令和7年4月)



*25：万引きされない環境づくりを推進するため、県内の主要な小売業者により、平成22年に開催された「万引き防止対策会議」に参加した40社（1,600店舗）が「万引き追放宣言」を行いました。同会議以降、警察本部を中心として宣言事業者のネットワークの拡充を図り、令和7年4月末現在、2,441店舗にまで拡充しています。

2 被害者支援と再犯防止

(1) 犯罪被害者等への支援の充実

被害にあった方が少しでも安心を取り戻せるよう、行政、警察、民間支援団体等で連携し、しっかりとサポートしていきます。

また、犯罪被害等の支援及び相談窓口に関する情報発信や広報活動の強化に取り組みます。

【環境県民局県民活動課】

■ 県民の皆さんへ ■

精神的なショックや不安を感じたときは、信頼できる人や専門機関に話すことが大切です。

不安なことがありましたら、どんなささいなことでも結構です。

被害者支援センター*26等の相談窓口にご相談しましょう。

参考指標

取組内容	現状値
犯罪被害者等の相談窓口のいずれかを知っている人の割合	68.9% (令和6年)

(2) ストーカー・配偶者暴力・性犯罪被害に対する支援

ストーカー・DV等の相談窓口の充実を図るとともに、関係機関と連携し安全な場所への避難や生活に関するサポートを行います。

また、被害が潜在しやすい性犯罪・性暴力被害者について、被害の多い若年層に対する効果的な啓発を行っていきます。

【健康福祉局こども家庭課】

【環境県民局県民活動課】

【警察本部人身安全対策課】

■ 県民の皆さんへ ■

ストーカーやDV等はできるだけ早く相談・通報することで、的確な対応や証拠の確保ができるようになります。

一人で抱え込まず、すぐに配偶者暴力相談支援センター*27や性被害ワンストップセンター*28等の相談窓口にご相談しましょう。

参考指標

取組内容	現状値
デートDV*29に関する精神的暴力の認識率（高校生）	64.8% (令和6年)

*26：犯罪被害に遭われた被害者とその家族に対し、電話・面接相談、裁判所への付き添いなどを行うほか、広く市民対象のシンポジウムや講演会を通しての啓発活動、弁護士並びに臨床心理士による専門相談を行うなど、犯罪被害者等のさまざまな被害の早期の回復や軽減を図っています。

*27：配偶者からの暴力についての相談や自立のための支援を行う機関です。

*28：性被害・性暴力被害者に対して、被害直後から総合的な支援（医師による心身の治療、相談・カウンセリング等の心理的支援、捜査関連の支援、法的支援など）を可能な限り一か所て提供することにより、被害者の心身の負担を軽減し、その健康の回復を図るとともに、被害の潜在化を防止することを目的として県が運営する相談窓口です。

*29：DVとは、Domestic Violenceの略であり、ここでは、配偶者からの暴力（身体に対する暴力、精神的暴力、性的暴力及び経済的暴力）のことを指しています。
配偶者には、事実上婚姻関係と同様の事情にある者や生活の拠点を共にする交際相手、また元配偶者等を含み、恋人からのDVは「デートDV」と呼ばれています。

(3) 再犯防止*30の推進

罪を犯してしまった人が、被害者の心情を理解した上で、社会復帰の意欲を持ち立ち直ることができるよう更正支援を行い、一人ひとりがやり直せる社会、温かく支え合える環境をつくっていきます。

【環境県民局県民活動課】

■ 県民の皆さんへ ■

一度罪を犯した人が、再び過ちを繰り返さないようにすることは、地域の安全と安心につながります。

再犯を防ぐには、本人の努力だけでなく地域全体の支えが必要です。地域みなさんで再出発を目指す人たちを見守り、支え合える環境をつくっていきましょう。

参考指標

取組内容	現状値
再犯防止施策市町会議の開催	1回

(4) 薬物乱用*31防止対策の推進

大麻など、違法薬物の乱用を防ぐため、警察、行政、教育機関などで連携を取り、薬物の正しい知識や恐ろしさを伝えていくことで薬物乱用を許さない社会づくりを目指します。

【健康福祉局薬務課】

■ 県民の皆さんへ ■

行政や関係機関が提供する資料や薬物乱用防止教室を活用して、薬物の危険性や依存性について積極的に正しい知識を身に付けましょう。

参考指標

取組内容	現状値
薬物乱用防止指導員*32による啓発活動	薬物乱用防止指導員 委嘱者364名 (令和7年3月)



薬物乱用防止キャンペーン

*30：犯罪をした人たちが犯罪をすることを防ぐこと（非行少年の非行をなくすこと及び非行少年であった者が再び非行少年となることを防ぐことを含む）をいいます。

*31：医薬品を本来の目的とは異なった目的・用法・用量で使用したり、医療目的のない薬物を、快感などを得る目的で不正に使用したりすることです。

*32：広島県の委嘱を受け、地域の特性に応じた薬物乱用防止のための啓発活動を行う方をいいます。

3 多文化共生*33のための環境整備

(1) 外国人のための相談窓口の運営と周知

在留外国人が安心して暮らせるよう、多言語で対応する相談窓口の運営と周知を図ります。

【地域政策局国際課】

■ 県民の皆さんへ ■

外国人相談窓口では、県内で暮らす外国人の日常生活に関する相談のほか、法律・人権等の専門的な内容の相談に多言語で対応できる体制を整えています。

困りごとがある外国人には、外国人相談窓口を御紹介いただき、外国人が地域の一員として活躍できる環境づくりを進めていきましょう。

参考指標

取組内容	現状値
公的な相談窓口の認知度	49.3% (令和6年)

(2) 外国人との共生推進

在留外国人と地域住民との交流など、在留外国人の地域活動への参画を促進することにより、共生に向けた基盤づくりを推進します。

【地域政策局国際課】

■ 県民の皆さんへ ■

県内で暮らす外国人が、社会の一員として地域と交流ができるように、お互いの文化を学び、相互理解に努めましょう。

参考指標

取組内容	現状値
公的な相談窓口の認知度【再掲】	49.3% (令和6年)

外国人のための相談窓口

外国人の暮らしを多言語でサポートします。
暮らし全般に関する相談のほか、在留資格（VISA）等の専門相談を行っています。

秘密は守ります 無料（0円）

【フリーダイヤル】 ※電話のお金がかりません。
0120-783-806
※携帯電話・スマートフォンでも利用できます。

お問い合わせ先
H 広島ひろしま国際センター
HIROSHIMA INTERNATIONAL CENTER
住所 〒730-0037 広島市中区中町 8-18 広島クリスタルプラザ6F
TEL 082-841-3777

対応言語
英語、中国語、ベトナム語、韓国語、タガログ語、ポルトガル語、インドネシア語、タイ語、スペイン語、ネパール語、ロシア語、ウクライナ語

相談内容・相談日

専門相談 広島県庁による相談
●在留資格（VISA）～行政書士が対応
●社会保障・労働条件～社会保険労務士が対応
●法律・人権～弁護士又は司法書士が対応【本場日のみ】

《相談日》毎週 木曜日・土曜日 10時～18時
※休日は12月29日から1月4日までを除く

《相談方法》対面、電話、オンライン（Zoom）
・オンライン相談は本場日のみ。1週間前までの予約が必要です。
・予約は、電話、メール、オンラインフォームからも受け付けています。
オンラインフォーム
><https://hiroshima-ic.or.jp/guide/consultation/form/>

一般（暮らし）相談
●暮らし全般に関する相談に対応
●多言語で広島県内の情報提供

《相談日》毎週 月曜日～金曜日 10時～19時
毎週 土曜日 9時30分～18時
※祝日及び12月29日から1月4日までを除く

【ひろしま国際センター*34のホームページから】

*33：国籍や民族などの異なる人々がお互いの文化的なちがいを認め合い、対等の関係を築こうとしながら、地域社会の構成員としてともに生きていくことをいいます。
*34：広島県における国際化の進展に伴い、県内の民間企業と行政が共同で設立した公益財団法人で、幅広い国際交流・国際協力および地域における多文化共生を推進しています。
外国人が抱える困りごとや悩みを、多言語で相談できる相談窓口を開設しています。

4 安全なサイバー空間の確保

(1) サイバー空間における浄化活動の推進

サイバー防犯ボランティア等の関係機関・団体への情報提供や活動支援を推進するとともに連携を強化し、インターネット上の違法・有害情報に対する削除依頼等の対策を行い、サイバー空間の浄化を図ります。

【警察本部サイバー犯罪対策課】

■ 県民の皆さんへ ■

インターネットは安全に利用すれば便利な反面、インターネット上には違法薬物や闇バイト等の犯罪行為を誘発する違法情報も見受けられます。

インターネット上において、違法・有害情報等を発見したときは、警察や違法・有害情報相談センター*35 やインターネットホットラインセンター*36 などの関係団体等に通報をお願いします。

参考指標

取組内容	現状値
違法・有害情報の通報	2,767件 (令和6年)



サイバー防犯ボランティア委嘱式

(2) サイバー空間の脅威に関する情報共有の推進

通信事業者をはじめとした民間事業者や大学の有識者等との連携を強化し、サイバー空間の脅威に対する情報共有を進めます。

【警察本部サイバー犯罪対策課】

■ 県民の皆さんへ ■

警察や事業者等が発信する情報や防犯教室やセミナー等に参加し、インターネットに対する防犯意識を高め、防犯行動がとれるようにしましょう。

参考指標

取組内容	現状値
CSP広島担当者会議*37 の開催	3回 (令和6年)

*35：インターネット上の違法・有害情報に対し適切な対応を促進する目的で、関係者等からの相談を受け付け、対応に関するアドバイスや関連の情報提供等を行う相談窓口です。
*36：インターネット上の違法・有害情報の通報受付窓口です。広くインターネット利用者から違法・有害情報に関する情報提供を受け、一定の基準に従って情報を選別した上で、警察への情報提供、電子掲示板の管理者等への送信防止措置依頼等を行っています。
*37：令和4年に締結した「広島県サイバーセキュリティパートナーシップに関する協定（通称名：CSP広島）」に基づき、事業者のサイバーセキュリティ対処力を強化し、安全・安心なサイバー空間の実現を図る目的で開催している担当者会議をいいます。

(3) インターネット利用における防犯意識の向上【再掲】

日々進化するインターネット環境に適応し、インターネットを利用する犯罪による被害を防止するため、インターネットに関する防犯教室やセミナー等を開催するほか、被害防止に向けた注意喚起のための広報啓発活動を推進します。

【環境県民局県民活動課】

【警察本部サイバー犯罪対策課】

■ 県民の皆さんへ ■

インターネットには「匿名で利用できる」「一度公開された情報は完全に削除することはできない」という特徴があることを踏まえ、適切な利用に努めましょう。

インターネットを利用する犯罪や危険について、国や自治体、警察が発信する最新の情報を入手するよう努めましょう。

インターネット上には、本当かどうか分からない情報があふれています。情報元が本当に信頼できるのか、行動する前に一度止まって考えましょう。

子供が安全にSNSなどを利用できるよう、年代に応じたフィルタリング機能を活用しましょう。

参考指標

取組内容	現状値
フィルタリング利用率（スマートフォン）	32.1% (令和7年度)
サイバー犯罪被害抑止講演回数	52回 (令和7年10月)



第2 安全安心をもたらす警察活動

IV 警察活動の強化

犯罪の発生を未然に防ぐとともに、犯罪行為に対する厳正で迅速・的確な対応を図ることにより、治安基盤を強化するための施策を推進します。

1 犯罪抑止活動

(1) 多発する犯罪の抑止対策の推進

多発する自転車盗や万引きなどの犯罪の抑止のため、学校、事業者及び関係団体等と連携して総合的な防止対策を進めるとともに、検挙活動を強化します。

【警察本部生活安全総務課】

■ 県民の皆さんへ ■

自転車盗の被害全体の7割以上が無施錠での被害となっています。
駐輪するときは必ず鍵をかけるなどの防犯対策を心がけましょう。

参考指標

取組内容	現状値
自転車盗の認知件数	3,670件
万引きの認知件数	2,495件
	(令和6年)

(2) 街頭警察活動の強化

犯罪の発生状況などに応じた効果的なパトロール活動を実施するなど、犯罪の検挙・抑止に向けた活動を強化します。

また、地域の治安に関する要望や問題を把握し、その解決に取り組むとともに、巡回連絡を通じて犯罪や交通事故の予防に関する情報発信を行います。

【警察本部地域課】

■ 県民の皆さんへ ■

警察は、犯罪の発生を未然に防ぐことや犯罪被害の早期発見・解決のため、街頭活動を行っています。

犯罪行為者や不審者を見かけたり異常を発見した場合は通報や情報提供をお願いします。



(3) 特殊詐欺・SNS型詐欺の被害抑止対策の推進

特殊詐欺等被害の抑止に向け、あらゆる媒体を活用した広報啓発、注意喚起を進め、金融機関をはじめとする関係事業者・団体と連携して、地域一体となった総合的な対策を推進します。

また、犯行に利用された預貯金口座の凍結など、特殊詐欺等に係る犯行ツールの遮断対策と犯行グループ等の検挙活動を強化します。

【警察本部生活安全総務課】

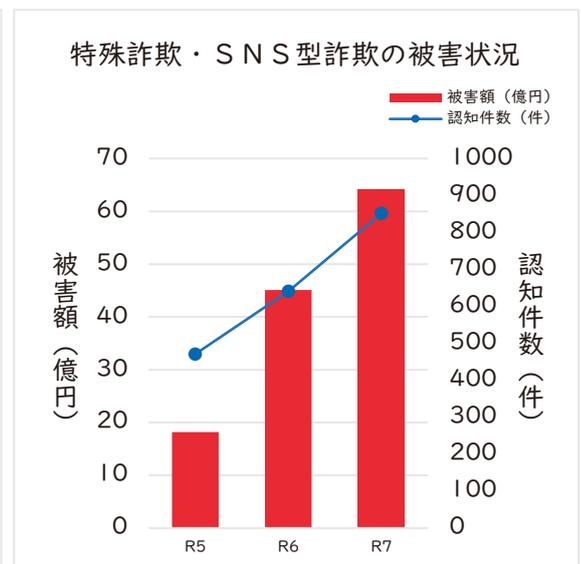
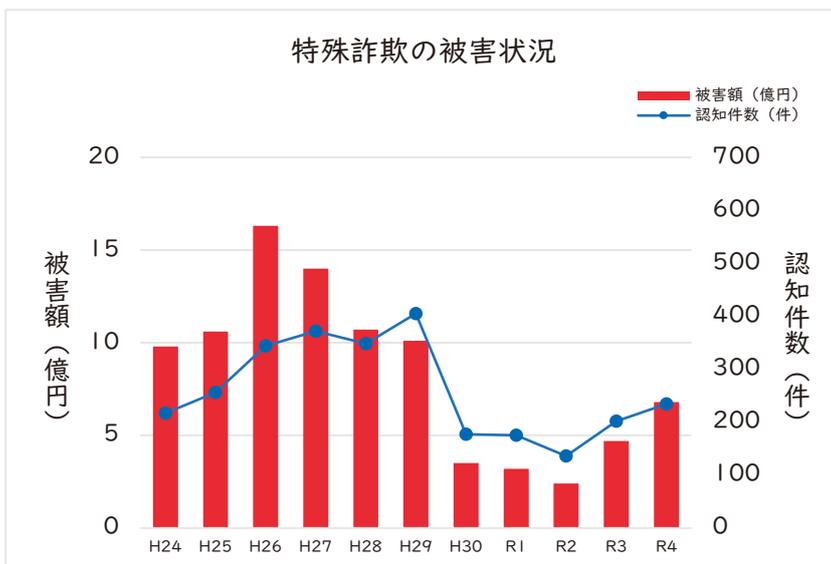
■ 県民の皆さんへ ■

特殊詐欺やSNS型詐欺の被害を防ぐには、他人事ではなく自分事と捉えることが重要です。

「自分は絶対に騙されない」という過信はせず、警察や自治体等から発信される最新の詐欺の手口や具体的な対策を覚え、詐欺被害に遭わないようにしましょう。

参考指標

取組内容	現状値
特殊詐欺・SNS型詐欺 認知件数	641件
被害総額	約45億1,239万円
(内訳)	(内訳)
○ 特殊詐欺 認知件数	295件
被害総額	約11億6,678万円
○ SNS型投資詐欺・SNS型ロマンス詐欺 認知件数	346件
被害総額	33億4,561万円
	(令和6年)



※ 令和4年までは特殊詐欺のみで、令和5年以降は特殊詐欺とSNS型詐欺を合算

(4) 人身の安全に関わる事案*38への迅速・的確な対応

男女を問わず、ストーカー、DVや児童・高齢者・障害者虐待など、人身の安全を早急に確保する必要性の高い事案については、事案の危険性や切迫性に応じて、行為者に対する検挙、指導・警告など迅速・的確に対処するとともに、市町や関係機関と連携を図りながら、被害者への適切な保護対策を推進します。

【警察本部人身安全対策課】

■ 県民の皆さんへ ■

ストーカーやDV、虐待などの人身の安全に関わる事案は、生命・身体に危険が及ぶ重大な事態に発展することがあります。

1人で解決しようとせず、警察や関係機関、信頼できる家族や友人に相談しましょう。

また、人身の安全に関わる事案*41は潜在化しやすく、周りからは被害を受けていることに気づかれないことも多いです。

異常や違和感を感じたら、警察や関係機関等に通報しましょう。

参考指標

取組内容	現状値
ストーカー事案の相談等件数	582件
配偶者からの暴力事案等の相談等件数	2,137件
児童虐待事案の相談等件数	2,033件
	(令和6年)

(5) 警察安全相談窓口の周知・適切な対応

相談者及びその家族等関係者の置かれた状況を理解して、自衛策や対応策などが図れるよう助言や防犯指導をするとともに、必要に応じて事件化や相手方への指導・警告をするなど相談者等の生命、身体、財産に対する安全確保を図ります。

【警察本部警察安全相談課】

■ 県民の皆さんへ ■

警察は、犯罪等による被害の未然防止に関する相談や県民の皆さんの安全と平穏について、総合的な窓口により相談を受け付けています。

最寄りの警察署の相談窓口で直接相談するほか、電話で相談したい場合は、警察相談専用電話「#9110」をご利用ください。

参考指標

取組内容	現状値
相談窓口の周知（認知度）	39.1%
	(令和5年)

*38：ストーカー事案、配偶者からの暴力事案等、恋愛感情等のもつれに起因する暴力的事案、行方不明事案、児童虐待事案、高齢者虐待事案、障害者虐待事案など人身の安全を早急に確保する必要がある事案の総称です。

(6) 効果的な交通指導取締り*39の推進

飲酒運転や無免許運転などの悪質な交通違反については、運転者のみならず、周辺者に対しても徹底した捜査を行うとともに、著しい速度超過違反や横断歩行者等妨害違反など、極めて危険性の高い違反行為に加え、暴走・爆音走行など県民から取締り要望が多く迷惑性の高い違反行為に重点を置いた指導取締りを強化します。

【警察本部交通指導課】

■ 県民の皆さんへ ■

交通ルールの正しい理解と遵守、他者に対する「思いやり・ゆずり合い」の気持ちを持ち、交通違反をせず、交通事故を起こさないように気をつけましょう。

参考指標

取組内容	現状値
交通指導取締り総件数	10万4,304件 (令和7年10月末)



(7) テロ未然防止対策の推進

テロの対象となり得る施設の管理者や、爆発物の原材料などを取り扱う事業者等と連携を強化するとともに、広く県民の協力を得て、テロに関する不審情報の早期収集を図り、テロの未然防止に努めます。

【警察本部危機管理課】

【警察本部外事課】

■ 県民の皆さんへ ■

テロは、その発生を許せば多くの犠牲を生むことから、テロ対策は未然防止が重要となります。

テロを未然に防ぐためにも、不審者や不審情報を見聞きした場合は、ささいなことでも警察へ情報をお寄せください。

参考指標

取組内容	現状値
広島県テロ対策パートナーシップ推進会議*40の開催回数	1回
広島県テロ対策パートナーシップ推進会議構成機関による合同訓練の実施回数	33回 (令和6年)

*39：交通の安全と円滑を図るため、警察が交通法令に違反した人を検挙又は指導警告等する活動全般をいいます。

*40：平成30年9月、官民一体となったテロ対策を推進することにより、安全で安心な地域社会の実現を図ることを目的に設立されました。

警察・自衛隊・海上保安庁・消防等の事態対処機関のほか、海空港、公共交通機関、ライフライン事業者、大規模集客施設などの59機関・団体（令和5年9月現在）の危機管理・安全管理部門の責任者等を会員として構成されています。

2 犯罪検挙活動

(1) 凶悪犯罪*41等の徹底検挙

殺人、強盗などの凶悪犯罪等に対しては、初動警察活動を強化するとともに、最新の科学技術を活用した捜査手法などを駆使した重点的な捜査を行い、徹底検挙します。

【警察本部捜査第一課】

■ 県民の皆さんへ ■

凶悪犯罪の早期検挙には、犯人に繋がる情報が欠かせません。
どのようなささいな情報でも警察にお寄せください。

参考指標

取組内容	現状値
重要犯罪*42の検挙率	90.6% (令和6年)



(2) 組織犯罪*43対策の推進

暴力団や匿名・流動型犯罪グループによる違法な資金獲得活動が巧妙化し、獲得した犯罪収益を別の資金獲得活動に充てるなどして組織の維持・拡大を図っているため、これら組織の実態解明及び検挙活動を強化するとともに、全国警察や関係機関と連携して、違法なビジネスモデルの解体を目指します。

【警察本部組織犯罪対策第一課】

【警察本部組織犯罪対策第二課】

【警察本部組織犯罪対策第三課】

■ 県民の皆さんへ ■

近年、SNSや求人サイト等を利用して実行犯を募集する手口により、特殊詐欺や強盗、窃盗、薬物密売等を広域的に敢行する匿名・流動型犯罪グループによる犯罪が脅威となっており、これらのグループへの暴力団の関与もうかがえます。

犯罪行為を募集するサイト等を見つけても絶対に応募せず、また、応募してしまった人は犯罪に加担することなく、すぐに警察に相談してください。

*41：殺人、強盗、放火及び不同意性交等をいいます。

*42：殺人、強盗、放火、不同意性交等、不同意わいせつ、略取誘拐・人身売買をいいます。

*43：暴力団や匿名・流動型犯罪グループによる犯罪、拳銃及び薬物の密輸・密売組織による犯罪、来日外国人犯罪組織による犯罪など、組織を背景として行われる犯罪をいいます。